

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、昭和○年○月○日からA県B市所在のC会社に雇用され、溶接作業に従事していたところ、昭和○年○月○日溶接作業中に腰部を負傷した。請求人は受傷日の翌日である同年○月○日に「右坐骨神経痛」（以下「原傷病」という。）の傷病名で診療を受け、その後、療養の結果、同年○月○日に治ゆ（症状固定）した。請求人はその後、症状が悪化したとして治療を受け、監督署長に原傷病の再発と認定され、更に療養を続けた結果、昭和○年○月○日に治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後も治療を続け、原傷病の再発であるとして、平成○年○月○日から同年○月○日までの療養補償給付及び休業補償給付並びに同年○月○日から平成○年○月○日までの療養補償給付及び休業補償給付の請求を監督署長に行ったところ、監督署長は平成○年○月○日付けで、原傷病の再発とは認められないとして、これらを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、原傷病が再発したとして、監督署長に対して繰り返し療養補

償給付及び休業補償給付を請求したが、監督署長は、再発は認められないとして、これら全ての請求について不支給処分を行い、請求人は個々の不支給処分について審査請求及び再審査請求に及んだが、いずれも棄却されている。(以下同事件に係る裁決を「前回裁決」という。)

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人の傷病が、原傷病の再発とは認められないとして、療養補償給付及び休業補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働者災害補償保険制度においては、業務上の傷病が療養の結果一旦治ゆと認定された後に再発した場合、保険給付の対象となるが、それが旧傷病の再発であると認定するための要件は、決定書理由第2の1で示したとおりである。

(2) 請求人は、再審査請求の理由として、引き続き加療中であり、仕事に就ける状況ではないこと、加齢のためだけではなく、明らかに原傷病が悪化しており、再発として労災での治療を認めるべきことなどを主張するが、原傷病の再発であるか否かは上記要件に基づき判断されるものであり、請求人から新たな医証などの提出は無いことから、前回裁決に係る裁決書の判断を変更すべき事情は認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。